

1 労働問題について相談

一県の窓口

奈良県中小企業労働相談所

奈良県産業・雇用振興部雇用政策課では、中小企業労働相談所を設けて、労働相談を実施し、賃金、労働時間などに関する労働問題全般についての相談に応じています。

名称	所在地	電話	利用時間
中小企業労働相談所	奈良市西木辻町343番地1(奈良県社会保険労務士会館3階)	0120-450-355	月～金曜日(祝日・年末年始を除く) 9:00～18:00
北和地区中小企業労働相談所	奈良市西木辻町93-6(エルトピア奈良内)	0742-26-6900	毎月第1、第3土曜日 13:00～17:00
中和地区中小企業労働相談所	大和高田市西町1-60(エルトピア中和内)	0745-22-6631	毎月第2・4土曜日 13:00～17:00

奈良県労働委員会

労働委員会は、労働組合法によって国と都道府県に設けられた、労使間のトラブルを解決するための行政機関(行政委員会)です。

お問い合わせ	所在地
奈良県労働委員会事務局 0742-20-4431(電話) 0742-23-3530(FAX) ホームページアドレス http://www.pref.nara.jp/1704.htm	〒630-8113 奈良市法蓮町757 奈良県奈良総合庁舎内

● 労働争議の調整

労働組合と使用者の間で紛争が生じ、自主的に解決することが困難な場合、経験豊かな「あっせん員」3人(公益委員、労働者委員、使用者委員各1名)が労使双方の意見を聴き、助言を行い、話し合いにより解決できるようお手伝いする制度です。あっせん・調整・仲裁という3つの制度ですが、最も良く使われるのが「あっせん」です。

● 不当労働行為の救済

労働組合・労働者の権利を守るため、労働組合法は使用者に不当労働行為を禁止しています。労働組合・労働者から不当労働行為の救済が申し立てられたときは、労働委員会が調査・審問により事実を認定し、不当労働行為にあたるかどうかを判定します。不当労働行為があると判定した場合は、救済命令を発します。

● 個別労働紛争のあっせん

個々の労働者(正社員、パート社員、派遣社員など)と使用者との間で紛争が生じ、自主的に解決することが困難な場合、労働争議の調整と同様に、「あっせん員」3人(公益委員、労働者委員、使用者委員各1名)が労使双方の話し合いによる解決をお手伝いする制度です。

● 委員による労働相談会

労働問題の専門家である経験豊富な労働委員(公益委員(弁護士など)、労働者委員(労働組合役員など)、使用者委員(企業経営者など))3名が、公正中立な立場で相談に応じます。

労働相談会は、原則毎月第2木曜日 15時～16時に、奈良県労働委員会あっせん相談室(奈良総合庁舎内)で行います。相談時間は、お一人約30分で、事前予約制ですので、相談日前日の16時30分までに労働委員会事務局(0742-20-4431)までお電話ください。

働く女性相談窓口(女性センター)

奈良県女性センターでは、専門の女性アドバイザーが仕事と家庭の両立、働き方、再就職、キャリアアップ等、女性が働くことをめぐる様々な相談(託児有※)に応じます。面接相談は予約制。

名称	所在地	電話	利用時間
働く女性支援 相談コーナー	奈良市東向南町6 [近鉄奈良駅より徒歩5分]	0742-27-2302	火～土曜日 9:30～17:00(12:30～13:30 を除く) (休館日、祝日、年末年始を除く)

※託児(1歳から就学前まで)は予約制で、こども一人一回につき500円が必要です。

子育て女性就職相談窓口

奈良県健康福祉部こども・女性局女性活躍推進課では、子育て中の女性で就職を希望される方を対象に、就職相談、求人情報の提供などを行っています。

名称	所在地	電話	利用時間
子育て女性就職相談窓口	奈良市西木辻町93-6 (エルトピア奈良2階)	0742-24-1150	月～土曜日(祝日・年末年始を除く) 9:00～17:00
出張相談	橿原市内膳町1-6-8 (かしはらナビプラザ4階)	—	毎月第2、第4金曜日(祝日を除く) 10:00～16:00
	桜井市大字粟殿1000-1 (保健福祉センター「陽だまり」2階)	—	毎月第2月曜日(祝日の場合第3月曜日) 9:00～12:00
	生駒市元町1-6-12 (コミュニティーセンター2階)	—	毎月第3水曜日(祝日の場合翌日木曜日) 9:00～12:00
	香芝市本町1397 (香芝市役所会議室棟)	—	毎月第2火曜日(祝日を除く) 9:00～12:00
	王寺町久度2-2-1-501 (リーべる王寺東館5階)	—	毎月第3木曜日(祝日を除く) 9:30～12:30

— 国の施設 —

労働局

名称	所在地	電話番号
奈良労働局 総合労働相談コーナー	奈良市法蓮町387 奈良第3地方合同庁舎2階	0742-32-0202

◆労働局雇用環境・均等室(問い合わせ:0742-32-0210)

労働局雇用環境・均等室では、職場における男女の均等取扱い、妊娠・出産等に関する不利益取扱い、セクシュアルハラスメントの防止、母性健康管理に関すること、育児・介護休業に関すること、パートタイム労働法に関することについての相談に応じています。

労働基準監督署

名称	所在地	電話番号	管轄区域
奈良	奈良市高畑町552	0742-23-0435	奈良市/大和郡山市/天理市/生駒市/生駒郡/山辺郡
葛城	大和高田市大中393	0745-52-5891	大和高田市/橿原市/御所市/香芝市/葛城市/北葛城郡/高市郡
桜井	桜井市粟殿1012	0744-42-6901	桜井市/宇陀市/磯城郡/宇陀郡/吉野郡のうち東吉野村
大淀	吉野郡大淀町下淵364-1	0747-52-0261	五條市/吉野郡(東吉野村を除く)

◆総合労働相談コーナー(各労働基準監督署内にあります。)

総合労働相談コーナーでは、解雇・労働条件等など職場で生じた個別の労使間のトラブルについての相談・情報提供を行っています。

また、労働局長の助言・指導や紛争調整委員会によるあっせんも行っています。

－その他－

労働審判制度(奈良地方裁判所)

お問い合わせ	所在地
奈良地方裁判所 0742-26-1271(代表)	奈良県奈良市登大路町35

●労働審判制度

労働審判制度は、解雇・配転・賃金未払いなどの事業主と個別の労働者間の労働関係トラブルについて、3回以内の期日で、裁判官である労働審判官1名、労働関係に関する専門的な知識を有する労働審判員2名(労使各1名)で組織する労働審判委員会が行う手続きです。

ライフサポートセンター

雇用や労働条件などの労働相談をはじめ高齢者介護、生活相談といった、暮らしや福祉など幅広い問題について、多様な分野のエキスパートの協力を得ながら、ワンストップで対応しています。

名称	所在地	電話
ライフサポートセンター 奈良	奈良市二条大路南1-3-1 イトーヨーカドー奈良店5F	0742-33-1500
ライフサポートセンター 南和	橿原市大久保町457-1 大松ビル5F	0744-24-7830